

溝口第二町会会則

第一章 名称・事務所

第1条 本会は、溝口第二町会と称し、溝口四丁目15番12号の町会会館に事務所を置く。

第二章 目的および組織

第2条 本会は、溝口第二町会区域内に居住する居住者と、事務所を有するものを以て組織する。

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、隣人愛の協力により、地域社会の公共的福祉を増進することを目的とする。

第4条 本会に、総務、民生、防犯、防火、青少年、美化、婦人部その他の部と委員会を置くことができる。

第三章 役員

第5条 本会は、次の役員を置く。

会長	1人	特別委員	若干名
副会長	3人	理事	若干名
会計	2人	班長	1人/班
監査	2人	顧問	若干名
部長	各1人		
会館長	1人		

第6条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

第7条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、職務を代行する。

第8条 会計は、本会の経理を担当し、金銭の出納にあたる。

第9条 部長および特別委員は、本会の企画および業務を執行する。

第10条 会館長は、町会会館の運営業務にあたる。

第11条 理事は、ブロックの班の連絡、班長からの会費等の受け取り、銀行振り込み等を行う。

第12条 班長は、班内の回覧、会費等の収集、理事への届等を行う。

第13条 監査は、会計と会館運用を監査する。

第14条 顧問は、会長の諮問に応じる。

第四章 役員を選出と任期

第15条 役員は、任期は、二年とし再任を妨げない。

第16条 各員に欠員が生じたときは、該当者から補充し、その任期は前任者の残余期間とする。

第17条 会長、副会長は、役員総会で互選により選出する。

第18条 会計、監査、部長、特別委員は、役員総会の推薦により、会長が委嘱する。

第19条 理事は、ブロックの班長会の推薦による。

第20条 班長は、定められた区域の会員の互選により選出する。

第21条 顧問は、会長が推薦し役員会の承認を受ける。

第五章 会議

第22条 総会は、原則として町会会員全員を以て構成し、年度の初めに開く。ただし、役員総会を以てこれに代えることができる。

第23条 役員総会は、本会の代表機関として、第5条の役員で構成する。

第24条 役員会は、本会の執行機関として、会長、副会長、会計、各部長、会館長により構成する。

第25条 総会、役員総会、役員会は、会長が招集し、議長を務める。

第26条 会議は、出席者の過半数の賛成で決定し、可否同数の場合は、議長の決済による。

第六章 広報活動

第27条 本会は情報の共有化を基本とし、町会だよりの発行、ホームページ更新、回覧、掲示等の広報活動を行う。

第28条 回覧は、手渡しを基本とする。

②回覧物は、行政からの連絡その他会員各位への情報伝達物に限る。販売目的や政治活動その他違法なものを入れてはならない。

第29条 屋外の町会掲示板へ掲示するには、町会長の事前の了解を必要とする。

②何人も、前項を経ず、掲示することは許されない。

第七章 会計

第30条 本会の経費は、次の収入を充てる。

- ① 会費 町会員は会費を納入する。
- ② 臨時会費 本会の運営上必要と認められるときは、役員総会の決議を経て徴収することができる。
- ③ 寄付金
- ④ その他の収益金

第31条 会費は、一世帯年額2,400円とし、4月に1年分を納入する。
ただし、期の途中から入会するものは、入会月から3月までの月割りとする。

また、納入した会費は返金しない。

第32条 奉賛会賛同者は、一世帯年額1,200円とし、会費と同時に納入する。

前条ただし書きと、それ以降も同様とする。

第33条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第34条 入会と脱会は、その地区の班長が理事を経て届け出る。

以上

附則

本規則を改定するときは、役員総会の承認を要する。

本会会員および配偶者ならびに同居の父母が死亡したときは、香典として金5,000円を贈り弔意を表す。

本会は、運営上細則を設けることができる。

本会則は、昭和51年8月1日から改正施行する。

本会則は、平成24年5月13日から改正施行する。

本会則は、平成27年4月19日に改正し、同日から施行する。

本会則は、2022年4月10日に改正し、同日から施行する。